

経営Q&A

回答者

税理士

木村 治司

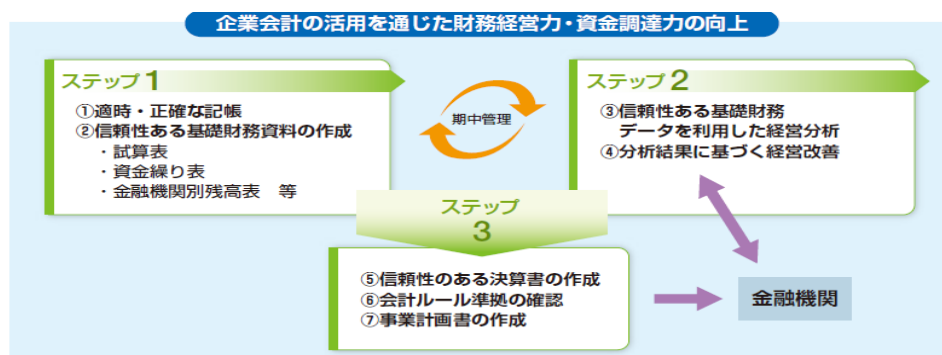
認定支援機関（経営革新等支援機関）を 活用しよう

◆ 認定支援機関とは何ですか？

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成24年8月30日に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

この認定制度は、「税務、金融及び企業財務に関する専門的知識」や「支援に係る実務経験」が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、「経営革新等支援機関」として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

認定支援機関が行う専門性の高い支援によって、中小企業の経営力の強化を図るわけですが、とりわけ重要なことは、資金調達力・財務基盤の強化です。



日本政策金融公庫

国民生活事業

◆ 認定支援機関が行う支援はどういったものですか？

認定支援機関が行う基本的な支援内容は、次の通りです。

- ① 中小会計要領の趣旨に則り、中小企業に適時・正確な記帳に基づく月次決算体制の構築を支援することにより、経営者の「迅速な業績把握」と「金融機関等の利害関係者に信頼される基礎財務資料のタイムリーな提供」を可能にすること。
- ② 月次の業績と経営計画・前期業績との比較分析を行い、改善課題を抽出し、その克服のための打ち手の検討を支援すること。
- ③ 企業内外の経営環境を分析し、その分析結果に基づき、健全な企業には新たな夢の実現のための中期経営計画、業績不振の企業には現状を打破するための経営改善計画の策定を支援すること。

経営革新等支援機関とは

経営革新等支援機関

中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、**公的な支援機関として位置付け**られています。

多岐多様な専門家を認定

金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を認定。
中小企業に対して**チームとして専門性の高い支援事業**を行います。

こんな悩みを抱えている方、ご相談下さい！

1 自社の経営を「見える化」したい

企業に密着した、きめ細かな経営相談から、財務状況、財務内容、経営状況に関する調査・分析を行います。

2 事業計画を作りたい

経営状況の分析から、事業計画等の策定・実行支援を行います。
また、進捗状況の管理、フォローアップを行い、中小企業の経営支援の充実を行います。

3 取引先を増やしたい 販売を拡大したい

経営革新等支援機関のネットワークを活用して、新たな取引先の増加や販売の拡大に向けてお手伝いします。



4 専門的課題を解決したい

海外展開を考えている、知財管理が不安…、専門的知識が必要な場合には、**最適な専門家**を派遣し、**経営革新等支援機関と一体となって支援**します。
※(独)中小企業基盤整備機構から派遣されます。

5 金融機関と良好な関係を作りたい

計算書類の信頼性を向上させ、資金調達力の強化に繋がります。



信用保証協会の
保証料が
減額されます

経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗よくの報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額(▲0.2%)されます。

◆ 認定支援機関の認定基準はどういったものですか？

主な認定基準は――

- ① 税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有していること
 - ② 支援に関わる実務経験を一定程度有していること
 - ③ 長期的かつ継続的に支援業務を実施するための体制を有していること
- ――です。



日本政策金融公庫
国民生活事業

これまでに税理士や税理士法人、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関など17,445機関が認定されています（2013年9月20日現在）。

この認定支援機関が創設された背景には、国の中小企業政策が変わってきたことがあります。

具体的には、中小企業が内外の厳しい企業間競争を勝ち抜いていくためには「戦略的経営力」を強化することが必要だと考え、そのための方策として「財務経営力」など4つを挙げています。

「財務経営力」とは、一言で言えば経営者自らが「数字」（会計）に明るくなり、PDCAサイクルを回して“強い会社”になっていくことを指します。そして、この財務経営力を経営者に身に付けさせる方法として国が考えたのが「中小会計要領」（2012年2月公表）と認定支援機関でした。

つまり、中小企業の経営実態に即した会計基準として中小会計要領を作り、これに基づいて正確な決算書を作成する“経営力”を身に付けさせる指南役として認定支援機関を設けたと言えるでしょう。

会計基準が中小企業の実態に即したもの（中小会計要領）でなければ、常に正確な経営状況をつかむことができず、計画を立てても砂上の楼閣となってしまいます。

経営革新等支援機関の支援を受ける効果



◆認定支援機関による金融支援にはどのようなものがありますか？

認定支援機関が、事業計画策定支援、計画の実行支援及び進捗の報告支援を行うことを前提とした下記の金融支援があります。

認定支援機関のサポートによる事業計画の策定やその後の定期的なモニタリングを受けるため、経営の状態を改善する取組ができることもメリットとして挙げられます。

- ・ 経営力強化保証（中小企業庁・信用保証協会）

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/0926Hosyoukyouka.htm>

- ・ 中小企業経営力強化資金（日本政策金融公庫 国民生活事業）

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/64.html>

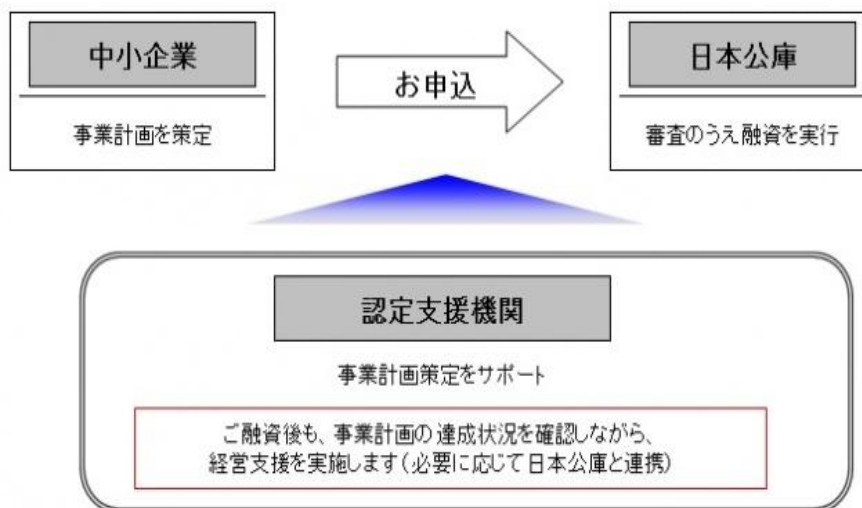
- ・ 経営環境変化資金（日本政策金融公庫 国民生活事業）

一時的に売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、発展が見込まれる方が対象です。

その内、財務内容の健全化を目標とする計画を策定する事業者（※）が必要とする運転資金には、「基準利率-0.4%」が適用されます。

（※） 次のいずれにも該当する事業者

- ① 借入負担年数[（有利子負債＋社債） / （経常利益÷2＋減価償却費）]が13年以上であること
- ② 認定支援機関または公庫の経営指導を受けて計画書を策定すること



《事業計画書について》

3～5事業年度を目的に、次のいずれかまたは複数を満たす計画であることが要件です。

① 借入負担年数が10年以内へ

② 経常利益が赤字から黒字へ

③ 債務超過から資産超過へ

※ 最近の決算期において「経常利益が赤字かつ債務超過」の場合、少なくとも②と

③の両方を満たす計画であることが必要です。



日本政策金融公庫

国民生活事業

◆ 認定支援機関の役割はどういったものですか？

以前は、金融機関に返済条件の変更を申請すると貸出条件緩和債権として不良資産とみなされ、自己査定 of 債務者区分が下がる恐れがありました。金融円滑化法に基づき返済条件の変更を行った場合は、「実施日から1年以内に経営改善計画書を提出すれば貸出条件緩和債権に当たらない」となりました。

その結果、2012年9月までに返済条件の変更を申請した件数は約370万件、利用企業数は30~40万社と推定されています。

この内、どれくらいが計画通りに業績が改善されて息を吹き返したのか、あるいは再建途上なのかは分かりませんが、新聞などの報道によれば、金融庁は事業再生や転業が必要な会社は5~6万社と見ているようです。もし同法終了にあたり、何ら対策を講じなければ、多くの中小企業が窮地に立たされ、倒産が急増し地域経済に深刻な打撃を与えていたと考えられます。

そこでその影響を抑え、返済条件の変更を申請した企業の再生をサポートする装置として、認定支援機関を設けたという訳です。

実際、金融庁は「その日」(期限切れ)に備えて地ならしを行ってきました。

例えば2010年12月、最初に金融円滑化法を1年間延長すると公表したとき、金融機関に対して「返済条件の変更を申請した企業」にコンサルティング機能を十分に発揮するようと言っています。

そのための方法として、DES(デット・エクイティー・スワップ：債務の株式化)やDDS(デット・デット・スワップ：貸出債権を劣後ローンに切り替えること)等の活用を促すとともに、コンサルティング機能の発揮状況の確認を通常の金融検査の中で実施するとしました。

しかしながら、金融機関のコンサルティング機能は思うようにうまくいってないのが現状です。理由は、対象企業数が多いことや、金融機関に事業再生のノウハウを持つ人材が不足していることによります。

そこで、それらを補うため、中小企業のホームドクター的な役割を果たしている税理士などに協力してもらうスキーム(認定支援機関)を考えたいでしょう。

とはいえ、どんな名医でも治せない病気があるように、認定支援機関に事業再生をお願いすれば全てうまくいくわけではありません。事業再生成功の分かれ目は「営業利益」を出せるかどうかにあります。本業で営業利益を出すことができないような会社に、いくら認定支援機関がサポートしても、事業再生は難しいと思います。

◆ 経営改善計画策定支援事業とは何ですか？

今年、各都道府県に新設された経営改善支援センターでは、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を開始しました。



日本政策金融公庫
国民生活事業

これは、借入金の返済負担等、財務上の問題を抱える中小企業に対して、認定支援機関が経営改善計画の策定支援などを行うことで、中小企業の経営改善を促進するものです。

必ずしも「金融円滑化法」を利用して返済条件の変更を申請した企業だけが対象ではなく、「経営改善」が必要で、補助金を利用した経営改善を行うことに関して、メインバンクの合意を得ることができれば、幅広い中小企業がこの経営改善計画策定支援事業を利用できます。

つまり、「経営改善」が必要な幅広い中小企業が、この経営改善支援補助金を使ってコンサルタント費用を補助してもらうことができるのです。

★200万円を上限として、3分の2まで国が負担

この経営改善計画策定支援事業ですが、具体的には、一定の要件をクリアした上で、中小企業を支援する者としての認定を国から受けたコンサルタント（認定支援機関）が、経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対して負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用やその後のフォローアップ費用の総額のうち、3分の2（上限200万円）を経営改善支援センターが負担してくれます。

つまり、中小企業が、コンサルタントに経営改善サポートを依頼する費用を、200万円を上限として、3分の2まで国が代わりに支払ってくれるということです。

もう少し分かりやすく言うと、100万円の支払いで、300万円相当のコンサルティングを受けられるということになる訳です。

但し、依頼するコンサルタントは、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関でなければなりません。

「経営改善計画を策定したいが自力では難しい」

「コンサルタントに依頼する資金がない」

といった中小企業の方は、少ないコストでコンサルタントを雇い、経営改善計画を策定するまたとないチャンスです。

この経営改善計画策定支援事業を活用するためには、いくつかの条件をクリアする必要がありますが、全ての中小企業が利用できるわけではありません。

例えば、——

- ・ 「経営改善」を実施にするに当たって、金融機関や信用保証協会の同意が前提となること。
- ・ 主に年商規模数億円の小規模企業が対象となること。

——などがありますが、詳しくは認定支援機関や経営改善支援センターに確認をとりながら進める必要があるでしょう。



日本政策金融公庫

国民生活事業

◀執筆者紹介▶

税理士 木村 治司（キムラ ハルジ）

木村治司税理士事務所所長

[資格] 税理士・行政書士・ITコーディネーター

1級FP技能士・事業再生士補

1967年 静岡県沼津市生まれ

1989年 東京経済大学経営学部卒

1992年 税理士登録・事務所開業に至る

2012年 関東経済産業局・東海財務局 経営革新等支援機関認定

「親身な相談相手として粘り強いご支援」をモットーに取り組んでいる



日本政策金融公庫

国民生活事業